

情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

前文

日本国政府及びイタリア共和国政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、

両締約国政府の間で交換される秘密の情報の相互保護を確保することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

a 「秘密情報」とは、提供締約国政府の国家安全保障のために許可されていない開示からの保護を必要とする全ての情報であつて、秘密指定の対象となり、かつ、提供締約国政府の権限のある当局により作成され、それらの使用のために作成され、又はそれらの管轄の下にあるものをいう。秘密情報は、口頭、映像、電子、磁気若しくは文書の形態、装備又は技術を含むあらゆる形態をとることができる。

b 「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対して秘密情報を送付する締約国政府をいう。

c 「受領締約国政府」とは、提供締約国政府より秘密情報の送付を受ける締約国政府をいう。

d 「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であつて、情報に与えられなければならない必要な保護の水準を示すためのものをいう。

e 「権限のある当局」とは、日本国政府に関しては政府の機関、イタリア共和国政府に関しては政府の機関であつて、各締約国政府により、秘密情報及び送付済秘密情報の保護についてそれぞれの国内法令に基づく権限の範囲内で責任を有する当局として指定されるものをいう。

f 「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の間において直接又は間接に送付される秘密情報をいう。秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に送付済秘密情報となる。

g 「秘密情報取扱資格」とは、各締約国政府の適当な手続により個人に付与される適格性であつて、秘密情報及び送付済秘密情報を確実に取り扱うためのものをいう。

h 「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。

i 「知る必要」とは、公的に与えられた任務の遂行のために秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスする必要性をいう。

第二条

送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国政府の国内法令に合致する限り、この協定の規定に基づいて保護される。

第三条

各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、第十九条に規定するところに従って、この協定の可能な改正について検討するために相互に協議する。その間、送付済秘密情報は、提供締約国政府が書面により別段の承認を行わない限り、この協定の規定が受領締約国政府の国内法令に合致する限り、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。

第四条

1 この協定に基づいて提供される秘密情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。

日本国政府にあつては、「極秘（機密）」、「特定秘密（機密）」、「極秘」、「特定秘密」又は「秘」と表示される。

イタリア共和国政府にあつては、秘密情報は、「SECRETISSIMO」、「SEGRETO」、「RISERVATISSIMO」又は「RISERVATO」と表示される。

2 表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対し秘密指定を通知する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通知する。

3 受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に提供締約国政府名及び4に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

4 対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国

イタリア共和国

極秘（機密）／特定秘密（機密）

SECRETISSIMO

極秘／特定秘密

SEGRETO

秘

RISERVATISSIMO

対応する秘密指定はないが、イタリア共和国政府により

RISERVATO

別段の通知がある場合を除くほか、秘として保護する。

第五条

1 国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

日本国政府については、外務省

イタリア共和国政府については、閣僚評議会議長府安全情報局

2 国家秘密保持当局は、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。

3 国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施状況を把握する。

4 両締約国政府は、それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通知する。

第六条

両締約国政府は、次のことを確保する。

a 受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三国の政府、個人、企業、機関、組織又は他の団体に対し、送付済秘密情報を提供しないこと。

b 受領締約国政府は、自国の国内法令に従い、送付済秘密情報について、対応する水準の秘密指定がされている自国の秘密情報に与えている保護と同じ水準の保護を与えること。

c 受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、送付済秘密情報が提供された目的以外の目的のために、送付済秘密情報を使用しないこと。

d 受領締約国政府は、自国の国内法令に従って、送付済秘密情報に関係する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を遵守すること。

e 各締約国政府は、秘密情報取扱資格を有しており、かつ、秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持すること。

f 受領締約国政府は、送付済秘密情報の配布及び当該情報へのアクセスを管理するために、当該情報の識別、所在、目録及び管理の手段を設定すること。

g 提供締約国政府は、受領締約国政府に提供した秘密情報の秘密指定のその後の変更について、受領締

約国政府に通知すること。

第七条

1 いかなる政府職員も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報へのアクセスを認められてはならない。

2 送付済秘密情報へのアクセスは、政府職員であつて、知る必要があり、かつ、受領締約国政府の国内法令に従つて秘密情報取扱資格を付与されたものに対してのみ認められる。

3 受領締約国政府は、政府職員に対する秘密情報取扱資格を付与する決定が、国家安全保障上の利益と合致し、及び当該政府職員が送付済秘密情報を取り扱うに当たり信用でき、かつ、信頼し得るか否かを示す全ての関連する情報に基づいて行われることを確保する。

4 受領締約国政府は、送付済秘密情報へのアクセスを認めようとする政府職員に関し、3に規定する基準が満たされていることを確保するため、自国の国内法令に従つて適当な手続を実施する。

5 提供締約国政府の代表者が受領締約国政府の代表者に対し秘密情報を提供する前に、提供締約国政府は、受領締約国政府の関係する権限のある当局から、予定される受領者が、知る必要があり、かつ、必要

な水準の秘密情報取扱資格であつて第四条の規定に基づく対応する秘密指定の水準に応じたものを有していることについて保証を得る。

第八条

1 一方の締約国政府の個人又は契約者が他方の締約国政府により保持されている秘密情報へアクセスすることを伴う訪問は、当該他方の締約国政府の事前の承認によつてのみ行われる。当該訪問の承認は、知る必要のある当該個人又は契約者であつて、前条及び第十六条の規定に従つて必要な水準の秘密情報取扱資格を有するものに対してのみ与えることができる。

2 訪問の申請は、訪問を行う一方の締約国政府の関係する権限のある当局により、政府間の経路を通じて、他方の締約国政府の関係する権限のある当局に対して提出される。当該申請には、訪問を行う個人又は契約者が、知る必要があり、かつ、前条及び第十六条の規定に従つて必要な水準の秘密情報取扱資格を有していることの証明を含める。

第九条

秘密情報は、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。提供締約国政府は、自国の国内法令

に従い、全ての秘密情報の保管、管理及び秘密保持について、受領締約国政府が当該秘密情報を受領するまで責任を有する。

第十条

両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする。

a 文書その他の媒体の形態をとる秘密情報

- (i) 秘密情報は、封印された若しくは不正な開封を表示する封筒に封入された別の封印された若しくは不正な開封を表示する封筒又は秘密保持袋に封入された封印された若しくは不正な開封を表示する封筒に入れて送付される。当該封入された封筒には、当該文書その他の媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒又は秘密保持袋には、当該受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び適当な場合には登録番号を記載する。

- (ii) 封入される文書その他の媒体の秘密指定は、外側の封筒又は秘密保持袋には表示してはならない。
- (iii) 秘密情報を含む包みのために受領証が用意される。封入される秘密情報の受領証は、受領締約国政

府の最終の受領者により署名され、提供締約国政府の発送者に返送される。

b 装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報

(i) 秘密情報は、その内容が識別されることを防止するために、封印され、かつ、被覆された輸送手段により送付され、又は確実に包装され、若しくは保護されるとともに、許可されていない個人によるアクセスを防止するために、継続的な管理の下に置かれる。

(ii) 秘密情報は、発送を待つ間、当該秘密情報の秘密指定の水準に応じた保護を与える保護された保管区域に置かれる。必要な水準の秘密情報取扱資格を有する許可された個人のみが、当該装備にアクセスを有するものとする。

(iii) 受領証は、秘密情報が送付されている間にその管理者が変わる場合にはその都度及び秘密情報が受領締約国政府の最終の受領者に引き渡される場合に取得される。全ての受領証は、提供締約国政府の発送者に返送される。

c 電子的送付

秘密情報は、送付されている間、該当する秘密指定の水準に照らし適当な暗号を使用することによ

り保護される。送付済秘密情報の処理若しくは保管又は秘密情報の伝達を行うための情報制度の基準は、当該情報制度を採用する締約国政府の適当な当局により、秘密保持に関する認定を受ける。

第十一条

各締約国政府は、送付済秘密情報が保管されている全ての政府の施設の保安に責任を有するとともに、各施設について、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する政府職員を指名することを確保する。

第十二条

受領締約国政府は、第七条及び第十六条の規定に従ってアクセスを許可された個人のみがアクセスすることが確保されるような方法により、送付済秘密情報を保管する。

第十三条

破壊することとされている送付済秘密情報は、受領締約国政府の国内法令に従い、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元を防止する方法により破壊される。

第十四条

受領締約国政府は、文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報を複製する場合には、これに付されている全ての原本の秘密指定の表示についても、複製し、又は各複製物に表示する。受領締約国政府は、このような複製された送付済秘密情報を、送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。受領締約国政府は、複製物の数を公用の目的のために必要とされる数に限定する。

第十五条

受領締約国政府は、送付済秘密情報の翻訳が、知る必要があり、かつ、第七条及び次条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有する個人により行われることを確保する。受領締約国政府は、翻訳の複製物の数を最小限にとどめるとともに、その配布を管理する。当該翻訳には、原本の秘密指定に対応する受領締約国政府の秘密指定を付すものとし、かつ、当該翻訳が送付済秘密情報を含むことを示す適当な注釈を当該翻訳を作成した言語により付すものとする。受領締約国政府は、当該翻訳を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。

第十六条

受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対して提供する前に、自国の国内法令に従い、次のことを

確保するために適当な措置をとる。

a いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報へのアクセスを認められないこと。

b 契約者の施設が、該当する秘密指定の水準において送付済秘密情報を保護する能力を有すること。

c 知る必要がある全ての個人が、必要な水準の秘密情報取扱資格を有すること。

d 秘密情報取扱資格の付与が、第七条2に規定する方法と同様の方法により行われること。

e 送付済秘密情報へのアクセスが、知る必要のある個人に限定されること。

f 送付済秘密情報へのアクセスを認められる個人に関して、第七条3に規定する基準が満たされていることを保証するために、適当な手続が実施されること。

g 送付済秘密情報へのアクセスを有する全ての個人が、送付済秘密情報を保護するための自己の責任について通知されること。

h 受領締約国政府が、送付済秘密情報がこの協定の関連する規定において求められている方法と同様の方法で保護されることを確保するために、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセス

スが行われる契約者の各施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

i 秘密情報取扱資格を有し、かつ、送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿が、契約者の各施設において保持されること。

j 送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する個人が、契約者の各施設において指名されること。

k 送付済秘密情報が、第九条及び第十条に規定する方法と同様の方法により送付されること。

l 送付済秘密情報が、第十二条に規定する方法と同様の方法により保管されること。

m 文書その他の媒体の形態をとり、又は装備の形態をとり、若しくは装備に含まれる送付済秘密情報が、第十三条に規定する方法と同様の方法により破壊されること。

n 文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報が、第十四条に規定する方法と同様の方法により複製され、及び管理の下に置かれること。

o 送付済秘密情報の翻訳が、前条に規定する方法と同様の方法により行われ、かつ、取り扱われること。

第十七条

1 提供締約国政府は、送付済秘密情報のあらゆる紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつの疑いについて直ちに通知され、受領締約国政府は、状況を特定するために調査を行う。

2 1に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、提供締約国政府に対して書面により提供される。

第十八条

権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、送付済秘密情報の取扱いに関する補足的な規定を定める実施取決めに相互に決定することができる。

第十九条

1 両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に協議する。

2 この協定及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

3 両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる紛争を、当該権限のある当局の間

の協議によつて解決するものとする。

- 4 3の規定に従つて紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、2の規定に従つて解決されるものとする。

第二十条

各締約国政府は、国内法令に従い、また、毎年の予算の範囲内で、この協定に基づく自国の義務の履行において生ずる自己の費用を負担する。

第二十一条

- 1 この協定は、この協定の効力の発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通知する外交上の公文を両締約国政府が交換する日に効力を生ずる。

- 2 この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。

- 3 この協定は、一年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を少なくとも九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

4 この協定の終了の後においても、この協定に従って提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

二千十六年三月十九日にローマで、ひとしく正文である日本語、イタリア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

イタリア共和国政府のために